

## 第2部 環境の現況と対策

## 第2部 環境の現況と対策

### 第1章 環境保全施策の総合的・計画的推進

#### 第1節 環境管理施策の推進

##### 1 徳島県環境基本条例

都市・生活型環境問題、地球環境問題、自然環境問題など、今日の複雑で多様化した環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活の利便性の追求がもたらしたものであり、私たちの日常生活や通常の事業活動が主な原因となっています。

このため、従来からの環境関連法令による規制や行政主導型施策のみでは、十分に対応することが困難となっており、その解決には、社会経済活動のあり方そのものを環境への負荷が少ないものに転換していくことが不可欠であり、問題の性質に応じて、多様な政策手法を組み合わせ、総合的に進めていく必要があります。

また、行政のみでなく、事業者や県民の皆様など、すべての者が、それぞれの役割に応じて、自らの日常生活や通常の事業活動を見直し、自主的かつ積極的に、環境の保全さらには創造に取り組むことが求められています。

国では、こうしたことに対処するため、地球環境時代の環境施策の新しい基本理念や政策手法を示した環境基本法が制定され、また、これを受けた環境基本計画が策定されています。

一方、徳島県でも、環境行政全般に及ぶ総合計画である徳島環境プランを策定し、この推進に努めてきたところですが、あらゆる者の主体的な参画を図り、環境施策をより実効性のあるものにするため、平成11年3月に徳島県環境基本条例を制定しました。

この条例は、環境保全について、基本理念、県、市町村、事業者、県民の責務、施策の基本となる事項を定めたものであり、基本理念として、

- (1) 人と自然との共生
- (2) 持続的発展が可能な社会の構築
- (3) 地球環境保全に向けた地域の取り組み

の3つを掲げています。

また、基本理念にのっとり、県は基本的・総合的な環境施策の策定・実施、市町村は自然的社会的条件に応じた環境施策の策定・実施、事業者や県民は事業活動や日常生活において環境の保全に努めることなどを定めています。

さらに、こうした基本的な考え方の下で、これまでの中心であった規制的手法に加え、以下のような環境保全に関する多様な施策を条例に位置付け、積極的に推進することとしています。

- (1) 施策の策定・実施に当たっての、環境の保全・創造への配慮
- (2) 事業者が、開発事業等が環境に及ぼす影響について自ら調査等を行い、環境の保全に適正に配慮する環境影響評価制度の推進
- (3) 公害の防止、自然環境の保全、その他環境の保全上の支障の防止のための規制等の措置
- (4) 県民等による環境への負荷の低減に資する施設整備等の誘導の措置
- (5) 施設の整備等の推進
- (6) 水質汚濁負荷の低減、水源かん養機能の向上、人と自然のふれ合いの場の確保等による良好な水環境の保全・創造
- (7) 森林・緑地の保全、緑化の推進など
- (8) 地域の環境の特性に配慮した良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保全
- (9) 県民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量の促進
- (10) 事業者が行う環境管理の促進等
- (11) 県民等の自発的な活動の促進等

環境基本条例の体系は.....

環境基本条例は、条例の目的、健全で恵み豊かな環境の保全及び創造のための基本理念、行政・事業者・県民の各主体の責務、を明らかにするとともに、環境の保全・創造施策を総合的・計画的に推進するための環境基本計画、環境の保全・創造のための主要な施策、地球環境保全・国際協力の推進に関することを示すほか、施策の推進体制の整備などについて定めています。

前文（人と自然とが共生する住みやすい徳島づくり）

## 第1章 総則

第1条 目的（現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することなど）

第2条 定義

### 第3条 基本理念

- (1) 人と自然との共生
- (2) 持続的発展が可能な社会の構築
- (3) 地球環境保全に向けた地域の取り組み

県の責務

第4条

市町村の責務

第5条

事業者の責務

第6条

県民の責務

第7条

年次報告（第8条 環境の状況等の公表）

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

### 第1節 施策の策定等に係る指針（基本方針）

第9条 施策の策定等に係る指針

- (1) 良好な環境の保持
- (2) 生物多様性確保・多様な自然環境の保全
- (3) 潤いと安らぎのある環境の保全・創造等

### 第2節 環境基本計画

第10条 環境基本計画

### 第3節 環境の保全及び創造のための施策等

第11条 施策の策定等に当たっての配慮

第13条 規制等の措置

第15条 施設の整備等の推進

第17条 森林及び緑地の保全等

第19条 資源の循環的な利用等の促進等

第21条 環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等

第23条 情報の提供

第25条 監視等の体制の整備

第12条 環境影響評価の推進

第14条 誘導の措置

第16条 水環境の保全等

第18条 良好な景観の形成等

第20条 事業者が行う環境管理の促進等

第22条 県民等の自発的な活動の促進等

第24条 調査及び研究開発の実施等

第26条 県民等の意見の反映

### 第4節 地球環境の保全及び国際協力

第27条 地球環境の保全

第28条 国際協力

### 第5節 推進体制等の整備等

第29条 推進体制等の整備

第30条 国及び他の地方公共団体との協力

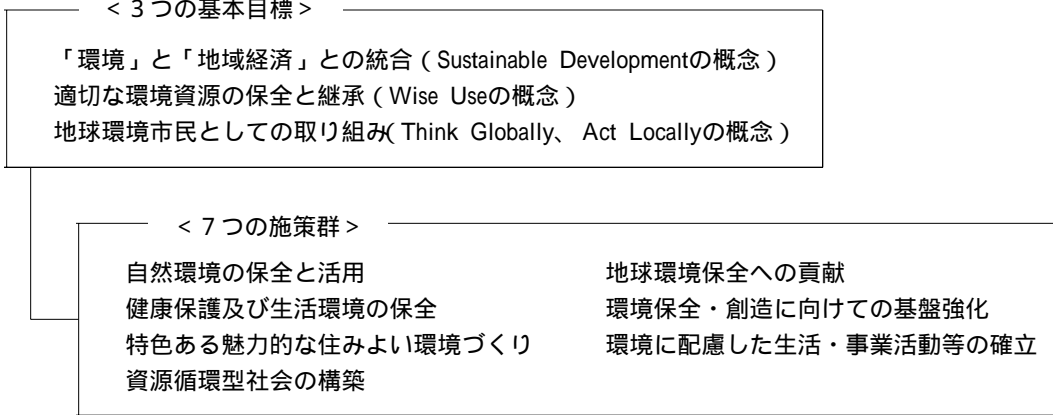
第31条 財政上の措置

## 2 徳島環境プランの推進

本県の環境行政の総合的・計画的な推進を図るため、平成7年6月に策定された「徳島環境プラン」は、徳島県環境基本条例第10条に基づく環境基本計画に相当するものとして位置づけられています。また、平成8年2月には、プランの策定に際し、県内の環境の現況を総合的に調査した結果を「資料編」として整理されています。

### (1) 内 容

徳島環境プランは、環境基本法第36条の趣旨に沿って策定された計画であり、徳島県全域を対象とし、21世紀第1四半期を展望した長期的目標として、次の3つの基本目標を示すとともに、2005年（平成17年）までの体系化した施策を7つの施策群に分類して明らかにしています。



### (2) 推進体制等

プラン策定日と同日に、徳島県環境対策推進本部（本部長：副知事、各部長等で構成）を設置し、同プランに基づき環境施策を全庁的、総合的に推進しています。また、平成12年2月には、県本庁舎を対象に環境マネジメントシステムの国際的な規格であるISO14001の認証を取得し、主要な環境施策の計画的な推進を図っています。平成14年度からは、関係出先機関での運用を開始し、平成15年2月、認証範囲の拡大変更が認められました。

### (3) 環境施策の展開

プラン策定以降の本県の環境関連事業の状況を見ると、年度間の増減は見られるものの、予算総額、事業件数（当初予算ベース）ともに増加してきており、環境施策の充実が図られています。

#### ア 予算総額及び事業件数の状況

予算総額では、平成8年度の約113億円に比べ、平成12年度までは120億円前後で推移しています。平成13年度は、生活排水対策（浄化槽維持管理）、産業廃棄物処理施設におけるダイオキシン対策、港湾環境整備事業などの事業費の増加により、平成8年度比で51.3%の増加となっています。

また、事業件数では、平成11年度には122件に増加し、以後は概ね110～120件で推移しています。

図2 1 1 主な環境関連施策の予算額の推移

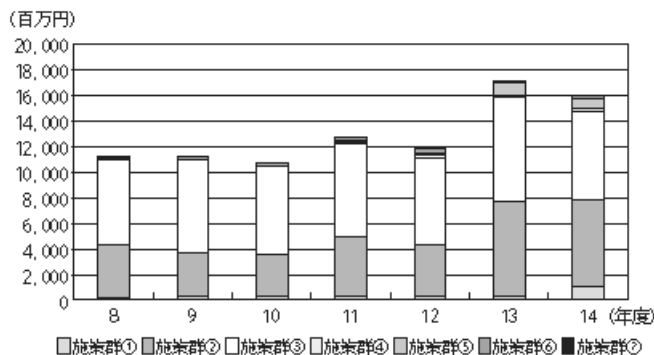
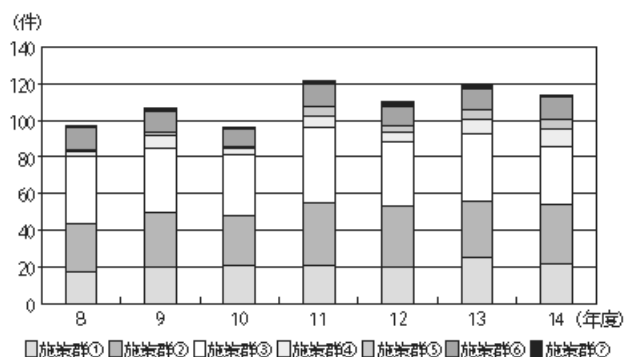


図2 1 2 主要な環境関連施策の事業件数の推移



## イ 施策群別の状況

予算額ベースでは、施策群 及び が全体の約9割を占めています。これは、施策群 が生活環境及び廃棄物対策など広範にわたること、施策群 が緑や水辺空間の整備、都市や農山漁村のアメニティなどハード事業が比較的多いことが主な要因です。

一方、事業件数ベースでも、施策群 及び が全体の6割程度を占めており、次いで施策群 が2割程度、施策群 が1割程度となっています。また、施策群 及び については、循環型社会の構築や地球環境問題への関心の高まりを受けて増加傾向にあります。

## ウ 平成14年度当初予算の状況

平成14年度の当初予算における主要な環境関連事業は、全体で114件、15,984百万円となっており、主な事業を施策群別に示すと次のとおりとなっています。

自然環境の保全と活用（22件：1,022百万円）

- 剣山山頂特殊植物保全事業（2,300千円 / 自然共生室）
- ふるさと自然ネットワーク整備事業（5,000千円 / 自然共生室）
- 環境保全型農業支援事業（27,500千円 / 農林水産政策課）
- 水土保全林整備事業（716,475千円 / 森林整備課）

健康保護及び生活環境の保全（32件：6,825百万円）

- 水質汚濁対策費（104,517千円 / 環境管理課）
- 一般廃棄物処理施設整備指導事業（159,160千円 / 廃棄物対策課）
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理推進事業（13,000千円 / 廃棄物対策課）
- 集落排水整備関連事業費（農・林・漁）（696,674千円 / 農山村整備課・森林整備課・水産課）
- 公共下水道・流域下水道整備関連事業費（3,680,620千円 / 下水道課）

特色ある魅力的な住みよい環境づくり（32件：6,945百万円）

- 自然公園等維持・整備関連事業費（54,568千円 / 自然共生室）
  - 水環境整備事業（84,999千円 / 農地整備課）
  - 21世紀水と緑の農村づくり事業（10,000千円 / 農山村整備課）
  - 土木環境共生事業（1,041,500千円 / 建設管理課）
- 資源循環型社会の構築（9件：184百万円）
- 廃棄物ゼロ社会づくり推進事業（39,300千円 / 循環型社会推進課）
  - 省エネルギー普及啓発事業（4,335千円 / 循環型社会推進課）
  - 農業生産資材廃棄物処理適正化事業（24,000千円 / 農業経営課）
- 地球環境保全への貢献（6件：813百万円）
- 地球環境保全対策推進事業（19,000千円 / 循環型社会推進課）
  - 風力発電事業（12,628千円 / 企業局電力課）
- 環境保全・創造に向けての基盤強化（12件：184百万円）
- 徳島県環境基本計画策定事業（12,500千円 / 循環型社会推進課）
  - 環境学習・活動等推進事業（7,657千円 / 循環型社会推進課）
  - アドプトプログラム県民運動推進費（1,800千円 / 県民環境政策課）
  - 中小企業環境対応支援事業（6,000千円 / 産業振興課）
  - 地球にやさしい環境教育推進事業（5,500千円 / 学校教育課）
- 環境に配慮した生活・事業活動等の確立（1件：11百万円）
- 徳島県環境マネジメント推進事業（10,700千円 / 循環型社会推進課）

### 3 地域開発環境配慮ガイドラインによる誘導

県では平成5年3月に策定された地域開発環境配慮ガイドラインにより開発行為に際しての環境配慮についての誘導を行っています。

このガイドラインでは、

- (1) 徳島県環境影響評価要綱の対象事業
- (2) 徳島県土地利用指導要綱第5条に定める面積10ha以上の開発行為に該当する事業

に該当する開発行為を対象とし、それ以外の事業についてもこのガイドラインに準じて可能な限り配慮を行うことが望ましいとしています。

その内容は、第 章では、自然環境として動植物を対象に生息状況について、5段階の自然環境評価と分布、また天然記念物や絶滅危機動物など、貴重な自然環境についての分布を抽出し図示するとともに、生活環境の概況についての把握を行っています。

一方、第 章では、環境に関する県民意識調査から、環境に対する県民のイメージを探るための調査を行っています。

これを基に、第 章では、環境の保全目標を設定しています。自然環境については、各ランクごとに保全目標を、また、貴重な自然が存在する地域においては、それ独自の保全目標を設定しています。

これらを基に、環境に対する9つの環境項目別配慮事項を述べています。

●表2 1 1 地域開発環境配慮ガイドラインの保全目標

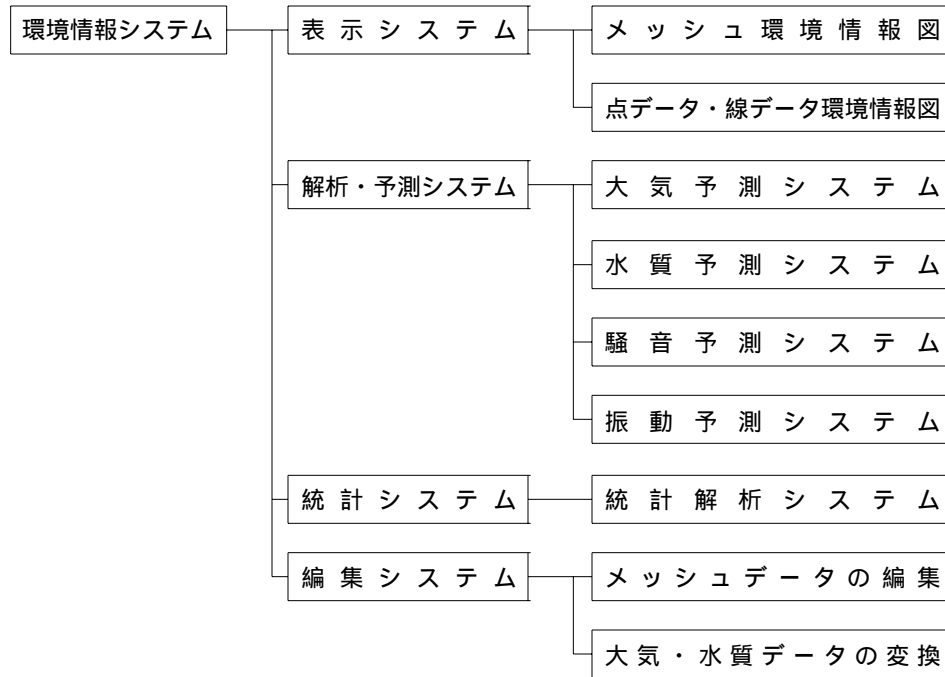
評価ランク	呼 称	保 全 目 標
・	自然の豊かな地域	この地域のうち、自然度の特に高い植生、貴重な動植物、良好な自然景観が存在する地域においては、開発行為は極力さけるよう努める。
	半自然区域	この区域において開発行為を行う場合は次の点に留意し、自然をできる限り保護しながら行う。 ・自然環境の改変はできる限り少なくするよう努める。 ・開発行為の実施後においては、緑化に努めるなど周辺の自然環境との調和に配慮する。
・	都市及びその周辺区域	この地域に残された自然環境については、必要な保護措置に配慮しながら活用を図る。
	特に貴重な自然についての保全目標	特に貴重な動植物、優れた自然景観、特異な地質や地形については、十分な保護措置を講じ、これら貴重な自然を将来にわたって失うことのないよう配慮する。 また、特に貴重な自然の周辺地域を開発する場合には、その貴重な自然を維持できると考えられる範囲の自然をできるだけ残存させる。

### 4 環境情報システムの運用

本県では、平成4年度に、自然環境、社会・経済、公害、生活環境などの情報をデータとしてシステムに蓄積し、これらの検索や解析をして、地図やグラフなどの形で出力する環境情報システムを開発しています。また、このシステムでは、大気、水質、騒音、振動について、工場などから発生する負荷量などの必要な事項を入力することによって、開発などによる環境の変化についての簡単な予測を行うことも可能で、開発計画への利用や住民の利用等に役立つものと期待されています。

環境情報システムは次のような構成になっています。(図2 1 3)

図 2 1 3 環境情報システムの構成



また、環境情報システムは、次の項目のデータが入っています。（表 2 1 2）

●表 2 1 2 環境情報システムのデータ

大分類	中分類	小分類
気 候	気 象	気 温
		降 水 量
地 勢	地 勢	標 高
		地形分類
		断層分布図 など
	防 災	地滑り防止区域
		砂防指定地
		急傾斜地危険区域 など
	海 岸	自然海岸距離率
		人工海岸距離率
汀線区分		
自然・文化環境	植 物	特定植物群落
		藻 場
		現存植生図 など
	動 物	大型ほ乳類
		鳥 類
		昆虫類 など
	自然保全	国有林
		保安林 など
	文化財	史跡・名勝・天然記念物
		埋蔵文化財包蔵地
重要伝統的建造物		

大分類	中分類	小分類
社会経済	人 口	総人口 など
	産 業	総事業所数 など
	交 通	交通量
		道 路
	土地利用	都市計画区域
土地利用図 など		
公害・生活環境	大気汚染	SOx濃度
		NOx濃度 など
	水質汚濁	BOD濃度
		COD濃度 など
	騒 音	騒音規制地域
	振 動	振動規制地域
	悪 臭	悪臭規制地域
	水 道	水道箇所
	苦情件数	苦情発生件数

## 5 環境に配慮した事業活動の促進

地球環境問題、廃棄物問題等の解決に向け、環境への負荷や社会経済活動に及ぼす影響の度合いからも事業者の果たす役割は非常に大きいと考えられます。

このため、事業者が、法令等の規制基準の遵守に止まらず自発的に環境保全の目標、方針、計画等を定め、それらの達成状況を検証し、必要な是正の措置を講ずるなど、一連の取組を実施する「環境管理」を行うことは、環境への負荷の少ない持続的に発展可能な社会を構築する上で有効な手法であります。

こうしたことから、まず県は、自身が大規模な事業主体であり、率先して環境に配慮した事業活動を行うことで市町村・事業者の同様な行動を誘発することが期待できるとの認識のもと、自らの事務・事業に伴う環境への負荷の低減に向けた具体的な取組・目標等を定めた「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」を策定（平成8年9月策定。12年8月見直し。）・推進し、環境管理を図ってきたところです。

これをさらに前進させるため、本庁において実施する全ての事務・事業を対象として、国際規格であるISO14001環境管理システムを導入（平成12年2月22日認証取得）しています。平成14年度においては、出先機関への展開を始めました。

次に、市町村については、地球温暖化対策推進法が平成11年4月から全面施行されたことに伴い、自らの事務・事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（実行計画）の策定が義務付けられたことから、各市町村において策定作業が進められ、環境管理への取組が進んでいます。（47市町村で策定済み。）

県では、平成12年度において市町村が実行計画をスムーズに策定できるよう本格的に説明会・研修会を開催しました。

また、ISO14001環境管理システムの導入に向けた取組を検討する市町村もあり、県では自らの認証取得時に得られたノウハウや県を含むISOに関する情報の提供、個別指導、研究会の開催など、ISO14001の普及・支援を行うこととしています。

さらに、事業者に対しては、温室効果ガス（二酸化炭素）や廃棄物の排出削減などを中心とする環境管理を促進するための事業活動環境チェック運動を展開しました。説明会や簡易な環境管理の手法を示す「環境活動評価プログラム」を活用した環境行動計画の作成に向けた研修等を実施し、平成12年度は3事業所が計画を作成・公表しました。

また、県内の中小企業のISO14001の認証取得を支援するため、環境保全施設整備等資金による融資制度や認証取得支援のためのアドバイザーの派遣制度を設けています。

平成13年度においては、研修（基礎、内部監査員養成）の実施やシステム構築のための研究会の開催など、支援強化を図りました。

なお、本県においては大企業を中心にISO14001環境管理システムの導入が進められ、平成14年12月末現在では74事業者が認証取得しています。

## 環 境 方 針

### 1 基本理念

物質的な豊かさを追求しすぎてきたこれまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や日常生活をこのまま続けていけば、私たちのふるさと徳島は勿論、地球全体の環境は大きく悪化していきます。

私たち徳島県民には、この恵み豊かな徳島の環境を適切に保全するとともに、より質の高い環境を創造し、将来の世代に引き継いでいく重要な使命があります。

今こそ、私たちは、地球的視野から環境問題を考え、自らのライフスタイルや活動を改めて見直し、身近にできることから実行し、環境に与える影響をできるだけ少なくしていかなければなりません。

県では、このような考えのもと、「人と自然が共生する住みやすい徳島」の実現に向けて、徳島県環境基本条例を制定し、これに基づく「徳島県環境基本計画」により、いろいろな環境保全・創造施策を総合的に進めてきました。

また、自らも、県内最大規模の事業者・消費者としての立場から、県の事務・事業が環境に与える影響を少



しでも低減できるよう「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」を実施し、省資源・省エネルギー対策に取り組んできました。

私は、こうした取り組みをさらに前進させるため、環境マネジメントシステムの国際規格である ISO 14001 を活用し、県職員一人ひとりの力を結集して環境にやさしい行政運営を徹底していきます。

今後、環境自治体として、関係する法令を守ることはもとより、県民の皆様方ともども環境の保全・創造のため、なお一層取り組んでいくとともに、同様な取り組みを市町村や事業者にも呼び掛け、「クリーン&グリーンとくしま」づくりを進めていきます。

## 2 基本方針

県は、基本理念をもとに、次の環境保全・創造の取り組みを推進し、環境影響の大きいものについては、環境目的・環境目標を定め、定期的な見直しを行い、システムの継続的な改善を図ります。

(1) 「徳島県環境基本計画」に位置づけられた施策を積極的に推進し、徳島県環境基本条例の基本理念である「人と自然との共生」、「持続的な発展が可能な社会の構築」及び「地球環境保全に向けた地域の取り組み」の実現に取り組みます。

(2) 県庁舎で行う事務・事業が環境に与える影響を総合的に把握し、環境負荷の低減に取り組みます。

特に次の項目について重点的に推進します。

県庁舎におけるオフィス活動によって生じる環境負荷の低減

公共事業の執行に伴って生じる環境負荷の低減

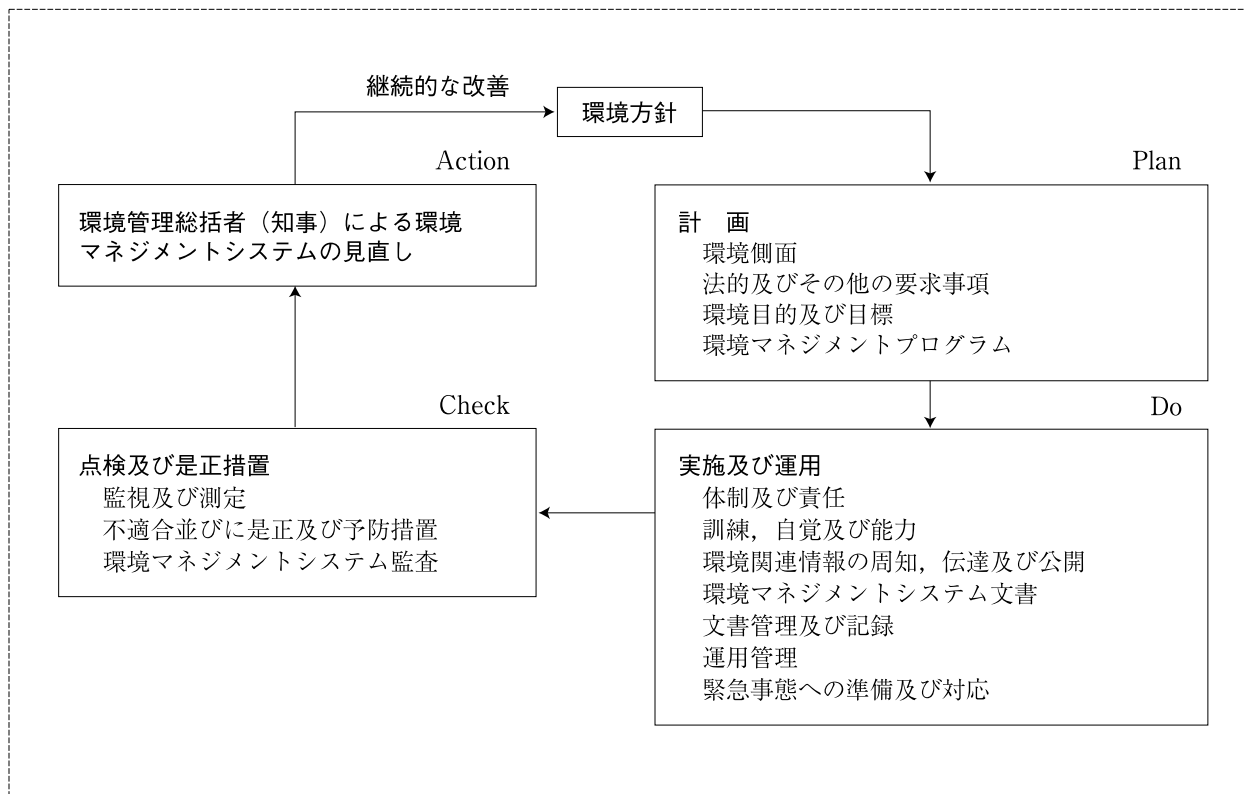
県は、この環境方針を全職員に周知するとともに、広く公表します。

平成14年5月7日

徳島県環境マネジメントシステム推進組織

環境管理総括者 徳島県知事 大田 正

図 2 1 4 県の環境マネジメントシステムの枠組み



## 第2節 環境影響評価の実施

環境影響評価（環境アセスメント）は、大規模な開発事業等の実施前に、事業者自らが環境影響について評価を行い、環境保全に配慮する仕組みであり、環境アセスメントの推進は、環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくための極めて重要な施策です。

わが国では、昭和50年代に、「環境影響評価法」の制定に向けた努力がなされ、昭和56年に法案が国会に提出されましたが、昭和58年衆議院解散に伴って廃案となりました。廃案後、当面実効のある措置を講じるために、昭和59年8月に法案要綱をベースとして「環境影響評価実施要綱」が閣議決定され（閣議決定要綱）、これに基づき環境アセスメントが実施されてきました。また、この他に、港湾法、公有水面埋立法等の個別法、発電所の立地に関する通産省省議決定等の行政指導等に基づき環境アセスメントが実施されてきました。

その後、平成5年の環境基本法の国会審議や環境基本計画で示され政府方針を踏まえ、平成6年7月から平成8年6月にかけて、関係省庁が一体となって内外の環境影響評価制度の実施状況等に関する総合的な調査研究を実施しました。その結果を受け、平成8年6月28日に内閣総理大臣から中央環境審議会に対し、「今後の環境影響評価制度の在り方について」諮問が行われました。

中央環境審議会では、国民各界各層から意見聴取を行い、平成9年2月10日に法制化に向けた答申を公表しました。環境庁は、この答申に示された基本原則を受けて、政府部内の調整を行い、3月28日には「環境影響評価法案」が閣議決定され、国会に提出されました。

こうして、環境影響評価法は、平成9年5月6日に衆議院本会議において可決され、6月9日に参議院本会議において可決され成立し、6月13日に公布されました。平成9年12月3日に施行令、12月12日に環境影響評価に係る基本的事項が公布され、平成10年6月12日に施行規則及び技術指針等を定めた主務省令が公布され、平成11年6月12日から全面的に施行されました。

本県においても、平成4年8月25日に徳島県環境影響評価要綱を告示し、平成5年2月1日から施行しています。本県においては、先の個別法令、要綱等の規定に基づき実施されている各種事業等に係る環境影響評価について、環境保全の立場から審査・指導・助言等を行っています。平成8年5月29日に建設省所管事業に係る環境影響評価実施要綱の一部が改正され、対象事業に堰の建設が追加されたことをかんがみ、平成9年2月10日に徳島県環境影響評価要綱を改正し、対象事業に堰の建設を追加しました。

また、国において環境影響評価法が定められたこと及び他県等において環境影響評価制度の見直し作業が進められていること、並びに、本県においては「徳島環境プラン」や「徳島県新長期計画」において環境影響評価制度の見直しを唱えていること、及び、平成11年3月に公布された「徳島県環境基本条例」において環境影響評価の推進が打ち出されていることから、平成10年11月4日に徳島県環境審議会に対し、「徳島県環境影響評価条例（仮称）のあり方について」諮問を行い、平成11年11月15日に同審議会から答申がなされました。

この答申を踏まえた条例案が、平成12年2月議会で可決され、平成12年3月28日に「徳島県環境影響評価条例」が制定され、公布しました。

平成13年8月8日には対象事業の規模等を定めた「徳島県環境影響評価条例施行規則」を公布、平成13年3月27日には環境影響評価及び事後調査についての技術的事項を定めた「徳島県環境影響評価技術指針」を告示し、平成13年3月27日から徳島県環境影響評価条例を全面的に施行しました。

### 第3節 土地利用対策の概要

#### 1 総合的な土地利用計画

国土の総合的かつ計画的な利用を図ることを目的として制定された国土利用計画法に基づき、本県においても総合的な土地利用計画として、徳島県国土利用計画及び徳島県土地利用基本計画を策定しています。

##### (1) 国土利用計画

県土の利用に関する行政上の指針となるものとして、平成9年3月に平成17年を目標年次とする徳島県国土利用計画（第三次）を策定しました。

この計画は「県土の利用に関する基本構想」、「県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」、「目標を達成するために必要な措置の概要」について定めています。

なお、第三次計画においては、少子化、高齢化の急速な進行、環境問題への関心及び県土の安全性に対する期待の高まり等に対応して、土地需要の量的な調整と県土利用の質的向上を図ることを課題としています。

●表2 1 3 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha、%)

	平成4年	平成17年	構成比	
			平成4年	平成17年
農用地	37,670	35,390	9.1	8.5
農採草放牧地	37,500 170	35,190 200	9.1 0.0	8.5 0.0
森林	313,900	311,590	75.8	75.1
原野	1,520	1,510	0.4	0.4
水面等	16,260	16,640	3.9	4.0
道路	10,570	13,420	2.6	3.2
宅地	13,200	14,610	3.2	3.5
住宅地	8,370	9,400	2.0	2.3
工業用地	1,050	1,400	0.3	0.3
その他の宅地	3,780	3,810	0.9	0.9
その他	21,210	21,610	5.1	5.2
合計	414,320	414,760	100.0	100.0
市街地	5,220	6,270	-	-

注 1. 10ha単位で整理している。

2. 道路は、一般道及び農林道である。

3. 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。平成4年の欄の市街地面積は、平成2年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

##### (2) 土地利用基本計画

徳島県土地利用基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制を実施するにあたっての基本となる計画です。

すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法等に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個

●表2 1 4 五地域区分の面積（平成14年4月現在）

(単位：ha、%)

区分	面積	県土面積に対する割合
都市地域	62,215	15.0
農業地域	257,869	62.2
森林地域	320,292	77.3
自然公園地域	39,663	9.6
自然環境保全地域	59	0.0
白地地域	503	0.1
県土面積	414,510	100.0

(注) 各区分が重複している地域があります。

別規制法を通じて間接的に、それぞれ規制の基準としての役割を果たすものです。

この計画は、県土について都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然環境保全地域の五地域を表示した「計画図」並びに五地域区分ごとの土地利用の原則、五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針を定めた「計画書」によって構成されています。

なお、五地域区分の面積は表 2 1 4 のとおりです。

## 2 土地取引の規制

国土利用計画法では、適正かつ合理的な土地利用の確保の観点から土地取引について届出勧告制を設けています。届出勧告制は周辺の土地利用上大きな影響力がある一定面積以上の土地取引について規制し、その波及効果により適正かつ合理的な土地利用の実現を図ろうとするものです。

一定面積（市街化区域内では2,000㎡、市街化区域を除く都市計画区域では5,000㎡、都市計画区域外の区域では10,000㎡）以上の一団地の土地売買等の契約を締結した場合には、権利取得者（譲受人）は、契約の締結後2週間以内に、当該土地の所在する市町村の長を経由して、知事にその契約の内容を届け出るよう義務づけています。知事はこの届出に係る土地の利用目的が不適当な場合には、利用目的の変更を行うよう勧告し、勧告に従わない場合は公表することができるものとされています。

平成13年度の土地売買等の届出の処理状況は、表 2 1 5 のとおりです。

●表 2 1 5 土地売買等の届出の処理状況

（単位：㎡）

利用区分	届出		処 理 状 況							
			不 勧 告		勧 告		取 下 げ		公 表	
	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積
住 宅 団 地	8 <sup>件</sup>	18,458 <sup>㎡</sup>	8 <sup>件</sup>	18,458 <sup>㎡</sup>	0 <sup>件</sup>	0 <sup>㎡</sup>	0 <sup>件</sup>	0 <sup>㎡</sup>	0 <sup>件</sup>	0 <sup>㎡</sup>
生産施設（工場等）	5	80,264	5	80,264	0	0	0	0	0	0
商 業 施 設	1	3,469	1	3,469	0	0	0	0	0	0
レジャー施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴ ル フ 場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林 業	10	5,091,335	10	5,091,335	0	0	0	0	0	0
農 業 畜 産 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	35	5,444,251	35	5,444,251	0	0	0	0	0	0
計	59	10,637,777	59	10,637,777	0	0	0	0	0	0

## 3 大規模開発行為

県土の無秩序な開発を防止し、県民の安全で良好な地域環境の確保と県土の均等ある発展を図るため、民間が行う一定面積以上の開発行為については、昭和48年8月1日から「徳島県土地利用指導要綱」を定めて指導を行ってきました。

徳島県土地利用指導要綱では、一定面積（市街化区域5,000㎡、その他の区域10,000㎡）以上の土地の形質の変更を伴う開発に際し、開発者は事前に当該土地の所在する市町村の長を通じて県知事に対して開発協議を行い、開発承認を得た上で適正な開発を行うことを求めています。

これらの開発協議に対応し、土地利用指導要綱の適正な運用を図るため、庁内に徳島県土地利用対策会議を設置し、毎月1回の定例会を開催し、開発協議の内容等について調査審議し適正な開発指導に努めています。

なお、平成13年度の要綱に基づく開発協議の処理状況は、表 2 1 6 のとおりです。

利用区分	協 議		処 理 状 況					
			承 認		取 下 げ		審 査 中	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
工場用地	0件	0.00㎡	0件	0.00㎡	-件	-㎡	-件	-㎡
住宅用地	5	114,477.77	5	114,477.77	-	-	-	-
砂利岩石採取	2	262,446.00	2	262,446.00	-	-	-	-
廃棄物処理施設用地	0	0.00	0	0.00	-	-	-	-
農林業施設用地	0	0.00	0	0.00	-	-	-	-
山土採取	1	15,704.66	1	15,704.66	-	-	-	-
レジャー用地	0	0.00	0	0.00	-	-	-	-
ゴルフ用地	0	0.00	0	0.00	-	-	-	-
その他	6	313,228.09	6	313,228.09	-	-	-	-
計	14	705,856.52	14	705,856.52	-	-	-	-

## 第4節 環境保全活動及び普及啓発の推進

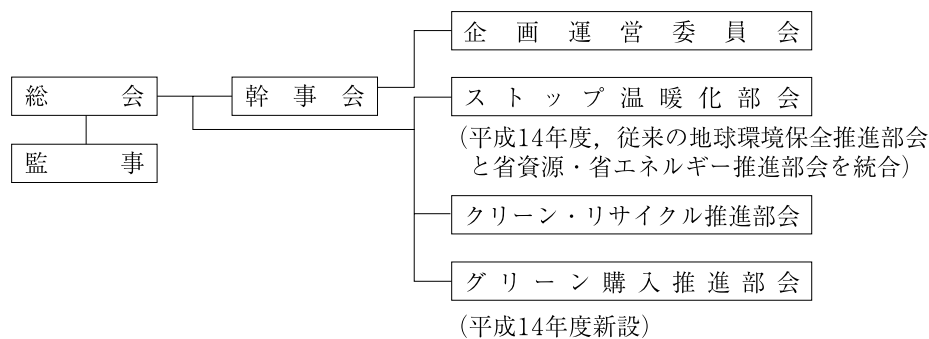
### 1 とくしま環境県民会議

徳島県環境基本条例の基本理念を踏まえ、平成12年1月29日に「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を実現するために、県民、事業者、行政の各主体が緊密な連携及び協力のもとで、それぞれの役割に応じて積極的かつ主体的に環境負荷の低減に向けた行動を実践することを目的として、「とくしま環境県民会議」が設立されました。

また、設立総会において、県民一人ひとりが、それぞれの役割に応じて積極的に取り組むことを宣言する「とくしま環境宣言」が採択されました。

とくしま環境県民会議の概要については、次のとおりです。

#### (1) とくしま環境県民会議の組織



会員数 120

市民・民間団体等	24
事業者・事業者団体等	22
マスコミ等	4
行政機関	66
学識経験者	4

## (2) とくしま環境県民会議の事業

## (全体事業)

- ・県民一人ひとりが、自らのライフスタイルを見直し、環境の保全に向けて主体的に取り組む契機とするため、楽しく参加できるイベント「とくしま環境県民のつどい～クリーン&グリーンフェア～」の開催
- ・県民の環境保全に関する意識の高揚を図るため、環境の保全及び創造のために顕著な功績のあった方や、環境保全等に関する行事・活動の「表彰」
- ・ライフスタイルの見直しなどによる、温暖化防止の取組などの啓発・キャンペーンを重点的に実施

## (部会事業)

- ・ストップ温暖化部会  
徳島県と協働で策定した、「徳島県地球環境保全行動計画（ローカルアジェンダ）」の推進など、地球温暖化防止やオゾン層保護への取り組み
- ・クリーン・リサイクル推進部会  
循環型社会の構築を目指し、環境美化やごみ減量化・再生利用のための実践活動の推進、情報交換などの取り組み
- ・グリーン購入推進部会  
省資源・省エネルギー型のライフスタイルを確立する事を目指し、県民総ぐるみとなったグリーン購入運動への取り組み

## とくしま環境宣言

私たちの徳島県は、吉野川、剣山に代表される美しく豊かな自然に恵まれています。

清らかな水、さわやかな空気、良好な自然、うるおいと安らぎのある環境は、県民にとって、健康で文化的な生活に欠かすことのできない貴重な財産です。

しかし、私たちが求めてきた便利で物が豊かな生活は、一方で大切な資源やエネルギーを大量に消費し、この結果、本県の環境はもちろんのこと、地球の環境にまで影響を及ぼすようになっていきます。

私たちは、貴重な財産であるふるさと徳島の環境を、さらにかげがえのない地球の環境を、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、これまでの自らの生活や活動を少しでも環境への負荷の少ない循環を基本としたものに変える必要があります。

ここに、私たちは、人と自然とが共生する住みやすい徳島づくりを目指し、それぞれの役割に応じて、一人ひとりが積極的に取り組むことを宣言します。

1. 一人ひとりが、環境を守り、育み、次の世代に引き継ぐ責任があることを自覚します。
2. 家庭、学校、職場、地域で、みんなで協力して、環境にやさしい生活や活動に努めます。
3. いつまでも豊かで美しい自然と共生できるよう、知恵と工夫をこらし、環境の保全・創造に努めます。
4. 限りある資源の有効利用に努め、エネルギーを大切にします。
5. 環境美化やごみの減量化・リサイクルに努めます。
6. 地球の環境を守るため、世界の人々とともに考え、地域から行動します。

## 2 環境月間

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築に向けて、国民一人ひとりの環境保全に係る意識の高揚を図るため、「見直そう今までの暮らし 考えようこれからの暮らし」をテーマに環境月間を設け、県民や事業者、各種民間団体の協力のもと、さまざまな行動を行いました。

## (1) 静電表示板による広報

県庁前の静電表示板を利用し、県民に環境月間についてのお知らせと環境保全活動への参加の呼びかけを行いました。

## (2) 工場・事業場の立入検査

環境管理課、廃棄物対策課、保健環境センター・保健所及び市町村が協力して、県下の工場・事業場を対象に、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などに関する公害防止体制の整備状況や施設の設置状況、廃棄物の処理方法等について、立入検査と指導を行いました。

## (3) 環境美化推進図画

環境美化に対する意識の高揚を図るため小・中学生を対象に環境美化推進図画の募集を行いました。平成13年度には合わせて297点の応募があり、審査の結果、小学生の部では最優秀賞の堀江南小学校 賀川登志貴さんをはじめ、優秀賞6名、佳作6名、また中学生の部では最優秀賞の板野中学校 西川みどりさんをはじめ優秀賞3名、佳作6名が入選しました。

## (4) 省資源・省エネルギー図画・ポスターコンクール

エネルギーの重要性、省エネルギーの必要性について、理解を深めてもらい、児童の「ものを大切に作る心」を育成することを目的に、省資源・省エネルギー図画・ポスターの募集を行いました。平成13年度には合わせて496点の応募があり、審査の結果、児童の部では、最優秀賞の上浦小学校 島田千晶さんをはじめ、優秀賞5名、入選30名、佳作15名、また、学校の部では、最優秀校賞の北島北小学校をはじめ、優秀校賞3校が入選しました。

## (5) ごみゼロの日の設定と市町村における環境美化活動の実施

県では環境美化に対する意識を高めるため、5月30日をごみゼロの日と位置づけており、関係機関や事業所に清掃活動などを呼びかけるとともに、啓発ラジオスポット放送を実施し、広く県民に「ごみの減量化と環境美化」を周知し意識の向上を図りました。

また、市町村においては、地域住民や民間団体の協力を得て、街路や公園、山林などの清掃活動や資源ごみの再資源化、花木の植栽などの環境美化に関する活動が実施されました。

## 3 環境に関するフェアの開催

平成13年10月6日から7日の2日間、アスティとくしまにおいて「21世紀の暮らしと環境を考える～やってみようグリーン購入、築こう循環型社会～」をテーマに、「とくしま環境県民のつどい～クリーン&グリーンフェア～」が開催されました。フェアにおいては、とくしま環境賞の表彰式や、記念講演、事業者・民間団体・県民による環境保全活動が行われました。また、展示会場では、エコロジーカーなどの展示のほか、NGO、事業者等の活動をパネルやビデオ上映などにより紹介しました。

## 4 瀬戸内海環境保全月間

瀬戸内海の環境保全思想の普及、意識の高揚を図るため沿岸府県市において昭和48年度から毎年6月を環境保全月間と定め、講習会の開催、広報用印刷物の作成配布等各種普及活動事業を実施しています。

本県における、平成13年度瀬戸内海環境保全月間（6月1日～6月30日）の実施状況は次のとおりです。

### (1) 啓発用ポスターの配布・掲示

瀬戸内海環境保全協会の環境保全啓発用ポスターを各種団体、事業場等に配布・掲示しました。

### (2) 工場再点検

環境月間に合わせ、工場・事業場の立入検査を実施するとともに、瀬戸内海地域内の事業場、協定工場による排水処理施設の整備状況等について自主点検の実施を推進しました。

### (3) 海辺の教室

徳島県漁業協同組合連合会、地元漁業協同組合の協力を得て、見能林小学校（阿南市）の4～6年生135名を対象に海辺の教室を開催しました。

## 5 河川愛護思想の普及（水生生物による水質調査）

身近な河川の水質を知るとともに、河川の水質保全の必要性を認識してもらうこと及び水質環境の基礎的情報を得ることを目的として国土交通省では昭和59年度から、県では昭和60年度から、徳島市では昭和61年度から、小・

中学生等一般市民の参加を得て水生生物による水質調査を実施しています。

平成13年度は、河川愛護月間（7月1日～7月31日）等において、国土交通省では県下の主要一級河川である吉野川・那賀川や穴吹川で、県では県下の小・中学生等へ呼びかけ勝浦川等38河川で調査が行われました。（表2 1 7）

●表2 1 7 水生生物調査実施状況

	年 度	河 川 数	地 点 数	参加団体数	参 加 人 員
国 土 交 通 省	H 6	2	5	42	533
	7	2	5	34	481
	8	2	5	28	409
	9	2	5	26	436
	10	2	5	25	348
	11	2	4	15	214
	12	3	6	30	469
	13	3	6	28	587
県	H 6	28	69	33	1 217
	7	21	59	22	741
	8	21	77	32	932
	9	23	94	35	786
	10	34	142	44	1 499
	11	46	143	49	1 274
	12	41	137	54	1 507
	13	38	128	69	1 716

## 6 自然環境保全の推進

### (1) 自然保護思想の普及

自然保護は、県民ひとりひとりが自然に対する正しい理解と認識をもち、その保護・保全などの活動に取り組むことが求められています。また、こうした活動が県下各地で積極的に展開されるためには、地域において活動を牽引するリーダーの育成など県民協働を進めるための施策が望まれています。

そこで、県では、自然環境保全に対する県民意識の高揚を目的として、ボランティアによる参加を呼びかけて自然環境協力員への登録を行い、研修会の開催や情報誌の発行などにより地域における自然保護活動や自然保護思想の普及啓発を行っています。

また、身近な環境改善活動を、地域住民が主体となり事業者、行政の3者が一体となっていくグラウンドワークの普及を図るために、活動の核となる人材を育成する「環境ボランティアリーダー養成塾（徳島共生塾）」の開催や、より専門的で高い知識を修得する「グラウンドワークトラスト構築事業」を実施しました。

### (2) 身近な自然環境の保全創出に向けた取り組み

自然との共生を県民が身近なところで感じ、ふるさとの多様な生きものを将来にわたって守り育てるために、地域の多様な自然環境を活かしたピオトープ（生き物の棲み家）の保全創出を県民協働で進めることとして、その基本的な考え方や進め方を「とくしまピオトープ・プラン」に取りまとめました。

## 7 愛鳥週間

愛鳥週間（毎年5月10日から16日まで）は、自然の中で野鳥に親しみ、自然を保護する心を広めるため設けられたものです。

県では、愛鳥週間中において、次のような多彩な行事を行っています。

- (1) 愛鳥思想の普及啓発
- (2) 出島野鳥公園の森づくりイベント



出島野鳥園（那賀川町）での植樹、下草刈り 平成13年5月13日（参加者43名）

(3) 探鳥会

出島野鳥園（那賀川町）及び城山（徳島市） 平成13年5月13日（参加者64名）

(4) 平成14年度用愛鳥週間ポスター原画募集

・応募数 89校 501点 知事賞9点 入選26点

(5) 平成13年度愛鳥週間ポスター原画展

徳島市新町橋 阿波踊り会館2Fギャラリー

(6) 野鳥の違法捕獲等の取締り

各農林事務所ごとに警察、鳥獣保護員と合同で実施

## 8 緑化運動の推進

### (1) 緑化の推進

緑豊かで潤いのある森林・環境づくりを推進するため、「緑の募金」を中心として、緑化思想の高揚を図るとともに、公共施設などの緑化やボランティアによる森林の整備を推進する緑化運動を県民運動として展開しています。

平成13年度においては、県植樹祭の開催、緑のキャラバン隊の派遣等により普及啓発に努めるとともに、25,936千円の「緑の募金」を集め、ボランティアによる植樹、育林活動を行う県民参加の森づくり活動事業等を実施しました。

図2 1 5 緑の募金の推移

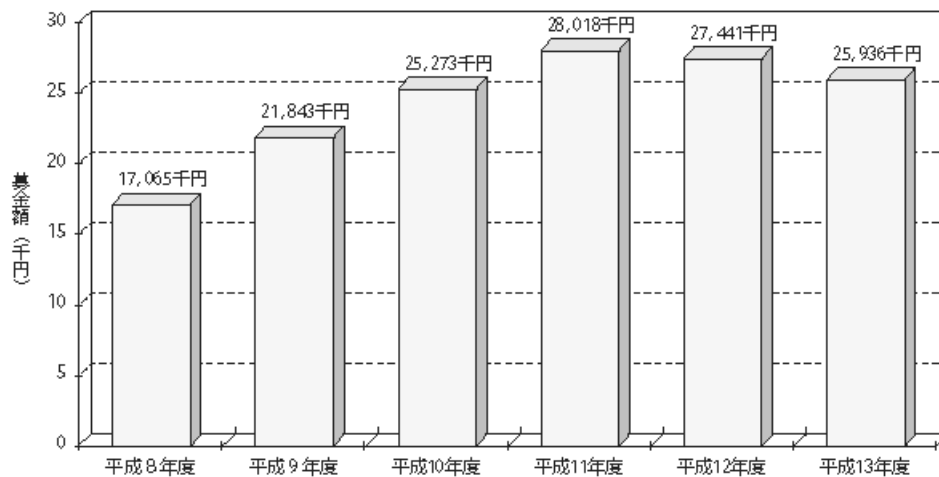
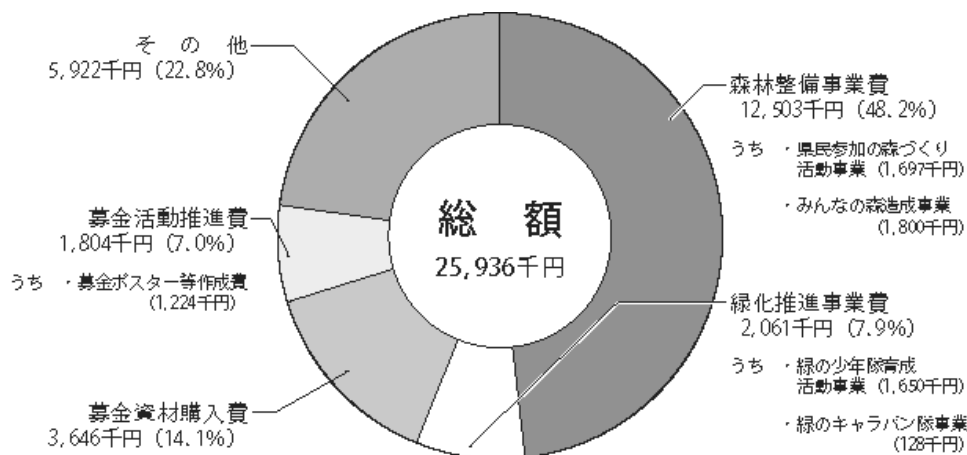


図2 1 6 平成13年度緑の募金の使途

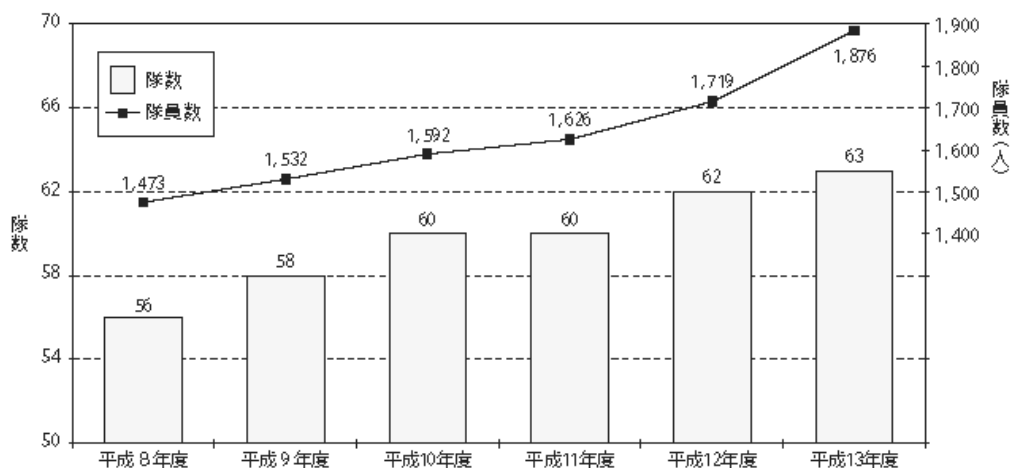


(2) 緑の少年隊の育成

緑を守り育てる豊かな心を持った青少年の育成を目的として、緑の少年隊が63隊結成されており、約1,900人の隊員が学習活動、レクリエーション活動、奉仕活動を活発に行っています。

平成13年度においては、緑の少年隊の活動を支援するとともに、緑の少年隊相互の連携を深めるため、神山森林公園において交流集会を開催しました。

図2 1 7 緑の少年隊の推移



9 環境学習・環境教育の推進

環境保全に対する県民意識を高め、環境保全活動への参加を促していくためには、長期的な視野に立った環境学習や環境教育の推進が必要です。このため、平成13年度においては次の施策を実施しました。

(1) 環境教育推進事業

小・中学校、高等学校の児童・生徒が環境やエネルギーについての理解を深め、環境を大切にすることを育成するとともに、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成するため、県教育委員会では各種の基金の運用益を利用して、環境教育推進の研究委託事業を行っています。

研究指定校においては、環境教育推進研究会を設置して、環境教育の実践・充実に努めています。

平成13年度は、研究指定校として次の13の小・中学校、高等学校が指定を受けています。

●表2 - 1 - 10 環境教育推進事業研究指定校（平成13年度）

基金の種類	市町村教育委員会	校種	学校名
地域環境保全基金 (循環型社会推進課所管)	穴吹町	中	三島中学校
	神山町	小	広野小学校
うるおいのある水辺づくり基金 (河川課所管)	鳴門市	中	北灘中学校
	脇町	小	江原東小学校
緑の基金 (都市計画課所管)	徳島市	小	上八万小学校
	鳴門市	小	桑島小学校
	阿南市	中	伊島中学校
	阿南市	小	大野小学校
	那賀川町	小	今津小学校
	由岐町	小	伊座利小学校
	半田町	中	八千代中学校
	穴吹町	小	初草小学校
(県教育委員会)	高	貞光工業高等学校	

(2) 地球にやさしい環境教育推進事業

ア 自然体験型環境教育事業

児童・生徒が、豊かな自然体験活動の中から問題を発見し、環境問題に関心を持ち、環境を保全しようとする実践的な態度を育成する環境教育・環境学習の基盤整備を進めるため、県教育委員会では、研究委託事業を行っています。

研究指定校においては、自然体験型環境教育推進研究会を設置し、調査・研究等を行い、その成果をとりまとめる。また、とりまとめた成果を県内の各学校に周知することにより、学校における環境教育の充実を図るとともに、広く県民に対しての広報に努めています。

平成13年度は、次の6校が指定を受けています。

●表2 1 11 自然体験型環境教育研究指定校（平成13年度）

市町村教育委員会	学 校 名	市町村教育委員会	学 校 名
徳 島 市	川 内 北 小 学 校	山 城 町	河 内 小 学 校
阿 南 市	長 生 小 学 校	勝 浦 町	勝 浦 中 学 校
牟 岐 町	河 内 小 学 校	吉 野 町	吉 野 中 学 校

イ 環境教育講座の開催

環境教育の充実に向けて、教員の指導力の向上を図るため、県教育委員会では平成5年度から、環境教育講座を開催し、実践事例の発表や環境教育の内容についての研修などを実施しています。

平成13年度は、「学校で実践できる環境教育」の講演と各学校の事例発表の後、小学校部会、中学校部会及び高等学校部会の3部会に分かれて、それぞれ研究協議、観察・実験を伴う研修などが行われました。

(3) 生涯学習基本構想の策定

平成5年度に策定された生涯学習基本構想には環境学習の推進の項が設けられており、その中で、環境問題の解決のためには、今一人ひとりが「地球規模で考え、足元から行動する」(Think Globally, Act Locally)ことが求められているということを明らかにするとともに、環境倫理の確立、環境学習の推進、推進体制の整備の3つの項目にわたる環境学習の推進方策を示しています。

(4) 徳島こども環境探検隊推進事業

環境省が進める「こどもエコクラブ」事業を推進するとともに、これを本県独自に充実・発展させた「徳島こども環境探検隊」として以下の事業を実施しました。

事 業 名	事 業 内 容	実 施 日	実 施 場 所
エコアクション発表会	各隊独自に展開している環境活動の発表・展示会を開催した。	H13.10.6 ~7	アスティとくしま
エコトレーニング	「徳島こども環境探検の旅」を実施し、海中ウォッチングや体験ダイビング、海中スケッチ等を行うことにより、自然環境保全に関する学習の機会を提供した。	H13.7.23 ~24	牟 岐 町
サポーターズ研修会	各隊の指導者であるサポーターを対象とした研修会を実施した。 (徳島こども環境探検の旅の中で実施)	H13.7.23	牟岐少年自然の家

(5) 樹木の大气浄化能力度チェック

樹木が炭酸同化に伴って空気中の二酸化炭素だけでなく大気中の汚染物質を吸着する作用に着目し、簡易蒸散測定実験や気孔観察、樹種別の蒸散スピード競争等をとおして、樹木の持つ大気浄化能力を広く知ってもらい、

環境保全意識の向上を図るために小学生・中学生・高校生を対象に毎年行っている事業です。

平成13年度は、4小学校、2中学校から計61人の参加がありました。

(6) スターウォッチング

大気保全への関心は年々高くなっていますが、大気の状態は普段目で見ても確かめることが難しいものです。スターウォッチングとは、星をカウントする、という身近な方法で、多くの方々に住んでいる地域の大気の状態を知ってもらい、大気保全への意識を高めてもらうため、昭和63年度から各団体の協力を得て実施している事業です。

平成13年度は、5団体から計209人の参加がありました。

(7) 佐那河内いきものふれあいの里での普及行事

大川原地域の豊かな自然環境を利用して、動植物の観察や様々な自然体験の機会を県民に提供し、このことを通じて自然への理解を深め、自然保護思想の普及を図ることを目的とする施設です。センターゾーンのネイチャーセンターには、植物、野鳥、小動物をそれぞれ専門とする自然観察指導員が常駐し、施設の案内や各種の自然観察会を開催しています。

●表2 1 12 自然観察会参加者数（平成13年度）

開催日(曜日)	観 察 会(テーマ)	参加人数
4.22(日)	渡ってきた夏鳥たち(定例探鳥会)	14
4.29(日)	カタクリなど早春の花の観察会(春の植物観察会)	38
5.4(祝)	サワガニについて調べよう(小動物の観察会)	20
5.6(日)	スマレなど初夏の植物の観察会(ツツジと野草の観察会)	14
5.20(日)	サンコウチョウを見に行こう(定例探鳥会)	21
5.27(日)	春の昆虫について調べよう(昆虫観察会)	24
6.3(日)	ヤマセミを探してみよう(定例探鳥会)	11
6.10(日)	ハンミョウについて調べてみよう(昆虫の観察会)	21
6.24(日)	ホイチゴのなかまなどの観察会(夏の植物観察会)	9
7.1(日)	渓流の鳥たち(定例探鳥会)	14
7.15(日)	観察方法を勉強し林のようすを調べてみよう(植物観察の方法を学ぼう)	12
7.22(日)	山に棲むネズミについて調べてみよう(小動物の観察会)	16
8.12(日)	林縁と林床の植物のちがいを調べてみよう(真夏の植物観察会)	8
8.19(日)	小鳥の巣箱を作ってみよう(定例探鳥会)	19
9.2(日)	長距離移動する昆虫について(昆虫の観察会)	19
9.16(日)	シギとチドリのビデオ撮影(定例探鳥会)	4
9.30(日)	キノコについての解説と実地での観察会(キノコと野草の観察会)	10
10.7(日)	タカの渡り観察会(定例探鳥会)	23
10.14(日)	シソ科の植物を中心とした観察会(秋の植物観察会)	5
10.21(日)	自然歩道の観察会(四国の道を歩いてみよう)	21
11.4(日)	紅葉と落ち葉の観察会(紅・黄葉する植物と葉の観察会)	7
11.6(日)	秋の自然観察会	5
11.18(日)	園瀬川の魚を調べてみよう(小動物の観察会)	2
11.25(日)	アオシギを探してみよう(定例探鳥会)	5
12.2(日)	スライド上映会とオオコノハズクの巣箱掛け(定例探鳥会)	16

開催日(曜日)	観 察 会(テーマ)	参加人数
12. 9(日)	クリスマス用リース作り教室	18
12. 16(日)	樹皮と果実の観察会(木や草の実の観察会)	7
12. 23(日)	動物のフィールドサインを探してみよう(ほ乳動物の観察会)	7
1. 6(日)	冬芽を中心とした観察会(冬の樹木の観察会)	17
1. 14(祝)	「赤い小鳥」たち(定例探鳥会)	16
1. 20(日)	水中のいきものについて調べてみよう(小動物の観察会)	22
2. 10(日)	冬のタカ類を見に行こう(定例探鳥会)	26
2. 17(日)	雪のうへの足跡を追ってみよう(ほ乳動物の観察会)	21
3. 3(日)	イワヒバリを見に行こう(定例探鳥会)	7
3. 17(日)	冬眠から目覚めたいきものを探してみよう(小動物の観察会)	25
合 計	35 回	524

## 10 地球環境保全対策事業

環境保全活動に関する側面的な支援や、環境保全に関する普及啓発を図るために、本県では平成2年3月、徳島県地域環境保全基金を設置し、その運用益を用いて地域環境保全対策事業を実施してきました。なお、平成14年3月、超低金利時代に基金の有効活用を図る観点から、基金元本の取り崩しも含め事業展開を図るため、環境関連の類似した基金である地域環境保全基金、うるおいのある水辺づくり基金、みどりの基金を統合し、環境創造基金を設置しました。

### (1) 基盤整備事業

環境保全に関する資料や物品を整え、県民や環境民間団体のみなさんの活動をサポートする徳島県環境ライブラリーを整備・運営しています。

### (2) 知識普及事業

環境教育の推進を図るためにモデル校を選定するとともに、環境教育のための諸施策の実施を図りました。(2校指定)

### (3) 環境保全活動支援事業

環境民間団体等が行う講演会等に講師を派遣するなどにより、地域環境保全活動を支援しています。